

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 25 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 5-63 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の任用に関する規則（規則第 5-18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び削除条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び追加条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 任用の一般的基準（第 3 条） 第 3 章 試験（第 4 条—第 9 条） 第 4 章 採用候補者名簿及びこれによる採用の方法（第 10 条—第 27 条） 第 5 章 選考（第 28 条—第 35 条） 第 6 章 条件付採用及び臨時的任用（第 36 条—第 38 条） 第 7 章 補則（第 39 条—第 41 条） 附則 (目的) 第 1 条 この規則は、法第 8 条第 3 項、第 17 条第 2 項、 <u>第 17 条の 2 第 1 項及び第 3 項</u> 、第 19 条第 1 項、第 21 条第 5 項、 <u>第 21 条の 2 第 3 項</u> 、 <u>第 21 条の 4 第 1 項</u> 、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 35 条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) <u>標準職務遂行能力</u> <u>職制上の段階の標準的な職</u> （職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。	目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 任用の一般的基準（第 3 条） 第 3 章 試験（第 4 条—第 9 条） 第 4 章 任用候補者名簿及びこれによる任用の方法（第 10 条—第 27 条） 第 5 章 選考（第 28 条—第 35 条） 第 6 章 <u>条件付採用及び臨時的任用</u> （第 36 条—第 38 条） 第 7 章 補則（第 39 条—第 41 条） 附則 (目的) 第 1 条 この規則は、法第 8 条第 3 項、第 17 条第 2 項、 <u>第 3 項及び第 5 項</u> 、 <u>第 18 条第 2 項</u> 、第 19 条第 1 項、第 21 条第 5 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 35 条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1)～(7) (略)

(9) 人事評価 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。

(任用の一般的基準)

第3条 法第17条第2項の規定に基づく任用の一般的基準は次のとおりとする。

(1) 職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任及び転任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(2)～(5) (略)

(試験の種類)

第4条 採用のための競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(試験の目的及び方法)

第5条 試験は、受験者が当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することを目的とする。

2 試験は、筆記試験及び次の各号に掲げるもののうち試験の種類に応じて委員会が定める方法により行う。

(1)～(5) (略)

(6) その他標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを客観的に判定することができる方法

第4章 採用候補者名簿及びこれによる採用の方法

(名簿の作成)

第10条 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、試験の結果に基づいて試験の種類及び試験の職種に応じて作成する。

2 (略)

(名簿の統合)

第12条 (略)

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、採用候補者の氏名及び得点を記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている採用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(採用候補者の追加)

(任用の一般的基準)

第3条 法第17条第2項の規定に基づく任用の一般的基準は次のとおりとする。

(1) 職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任及び転任は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(2)～(5) (略)

(試験の種類)

第4条 競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(試験の目的及び方法)

第5条 試験は、受験者が有する職務遂行の能力を相対的に判定することを目的とする。

2 試験は、筆記試験及び次の各号に掲げるもののうち試験の種類に応じて委員会が定める方法により行う。

(1)～(5) (略)

(6) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

第4章 任用候補者名簿及びこれによる任用の方法

(名簿の作成)

第10条 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、試験の結果に基づいて試験の種類及び試験の職種に応じて作成する。

2 (略)

(名簿の統合)

第12条 (略)

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(任用候補者の追加)

第13条 委員会は第10条の規定により作成された名簿のうちのいずれかの名簿に記載された採用候補者からの志望の変更の申出があつたときは、当該採用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して記載することができる。

(採用候補者の名簿からの削除)

第14条 委員会は、採用候補者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを名簿から削除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 委員会又は任命権者からの採用に関する照会に応答しない場合
- (4)～(6) (略)

第15条 委員会は、採用候補者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを名簿から削除するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 採用を辞退した理由が第24条各号に掲げる場合のいずれかに該当しないと委員会が認めた場合
- (5) (略)

(採用候補者の名簿への復活)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された採用候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第14条第1号の規定により、名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2)～(4) (略)

(名簿の訂正)

第17条 委員会は、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿訂正するものとする。

(名簿の失効)

第18条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) (略)
- (2) 削除
- (3)・(4) (略)

(採用候補者の提示の請求)

第19条 任命権者は、名簿により職員を採用しようとする場合においては名簿から、採用候補者の

第13条 委員会は第10条の規定により作成された名簿のうちの一の名簿に記載された任用候補者からの志望の変更の申出があつたときは、当該任用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して得点順に記載することができる。

(任用候補者の名簿からの削除)

第14条 委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合には、これを名簿から削除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 委員会又は任命権者からの任用に関する照会に応答しない場合
- (4)～(6) (略)

第15条 委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合には、これを名簿から削除するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 任用を辞退した理由が第24条各号の一に該当しないと委員会が認めた場合
- (5) (略)

(任用候補者の名簿への復活)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第14条第1号の規定により、名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2)～(4) (略)

(名簿の訂正)

第17条 委員会は、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿訂正するものとする。

(名簿の失効)

第18条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) (略)
- (2) 名簿に記載された任用候補者が5人に満たなくなつた場合
- (3)・(4) (略)

(任用候補者の提示の請求)

第19条 任命権者は、名簿により職員を任用しようとする場合においては任用候補者名簿から、任

提示をあらかじめ委員会に対して請求しなければならない。

(採用候補者の提示)

第20条 委員会は前条の規定により、任命権者から採用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿から当該職を志望すると認められる者を任命権者に提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用すべき者の数に満たない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から、当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿に加えて採用すべき者の数に達するまで提示することができる。

3 第1項の名簿がない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して採用すべき者の数に達するまで提示することができる。

第21条 削除

(採用候補者の附加提示)

第22条 委員会は、第20条の規定により、採用候補者を提示する場合においては、提示された者が採用を辞退する場合に備え、名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合、名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合又は名簿がない場合においては当該採用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ採用候補者を附加して提示することができる。

任用候補者の提示をあらかじめ委員会に対して請求しなければならない。

(任用候補者の正規提示)

第20条 委員会は前条の規定により、任命権者から任用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。ただし、同じ得点の者が2人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決めたい場合においては、正規の提示数をこえてこれらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が正規の提示数に満たない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

3 第1項の名簿がない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

(任用候補者の正規提示ができない場合)

第21条 委員会は、前条第2項又は第3項の規定によつても提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が5人以上であるときは、これを提示するものとする。

2 前項の場合において、その数が5人に満たないときは、委員会は、その者の氏名及び得点を任命権者に通知するものとする。

(任用候補者の附加提示)

第22条 委員会は、第20条の規定により、任用候補者を提示する場合においては、第25条ただし書の場合及び提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められる者がある場合においてはその者の中から、その者がいない場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に附加して提示することができる。

(採用の辞退)

第23条 採用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の理由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 (略)

3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該採用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(採用の辞退による採用候補者の提示の延期)

第24条 委員会は、前条第2項の規定により辞退の届の送付を受けた場合において当該辞退の理由が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、辞退の理由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、当該採用候補者の提示を延期するものとする。

(1) (略)

(2) 採用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務所又は勤務地が採用候補者の志望と異なっていること。

(4) (略)

(選択の方法)

第25条 名簿による職員の採用は、任命権者が当該名簿に記載された者のうちから行うものとする。

(選考により採用することができる職)

第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は職務と責任の特殊性により標準職務遂行能力及び適性について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの

(7)～(10) (略)

(選考により昇任させる職)

(任用の辞退)

第23条 任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の理由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 (略)

3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(任用の辞退による任用候補者の提示の延期)

第24条 委員会は、前条第2項の規定により辞退の届の送付を受けた場合において当該辞退の理由が次の各号の一に該当すると認めるときは、辞退の理由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、当該任用候補者の提示を延期するものとする。

(1) (略)

(2) 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務所又は勤務地が任用候補者の志望と異なっていること。

(4) (略)

(選択の方法)

第25条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選択は、任命すべき者1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行なうものとする。ただし、一の提示により補充されるべき職が2以上ある場合においては、そのうち一の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかつた任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者5人のうちから、その選択を行なうことができる。

(選考により採用することができる職)

第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(5) (略)

(6) 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの

(7)～(10) (略)

(選考により昇任させることができる職)

第29条 次の各号に掲げる職への昇任は、選考により行うこととする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(選考の方法)

第31条 選考は、選考される者の当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性の有無を選考の基準に基づいて判定するものとし、その判定には、筆記考査、実地考査、その他の方法を用いるものとする。ただし、委員会が必要ないと認めた場合は、筆記考査その他を省略することができる。

(選考の基準)

第32条 選考は、法令に基づく免許その他の資格及び委員会が必要と認める能力、経歴、学歴又は知識若しくは技能を有すること及び昇任の場合にあつては更に人事評価が良好であることを基準とする。ただし第29条第1項第2号の場合は、この基準によらないことができる。

第6章 条件付採用及び臨時的任用

(条件付採用期間の延長)

第36条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。

2 巡査として採用され初任教養中の職員については、前項の規定にかかわらずその初任教養期間の終るまで、条件付採用の期間を延長するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用の期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合は、人事委員会の承認を得て、条件付採用期間を延長することができる。

4 前3項による延長は、条件付採用の期間の開始後1年を超えることはできない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第37条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

第29条 次の各号に掲げる職への昇任は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(選考の方法)

第31条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に基づいて判定するものとし、その判定には、筆記考査、実地考査、その他の方法を用いるものとする。ただし、委員会が必要ないと認めた場合は、筆記考査その他を省略することができる。

(選考の基準)

第32条 選考は、法令に基づく免許その他の資格及び委員会が必要と認める能力、経歴、学歴又は知識若しくは技能を有すること及び昇任の場合にあつては更に勤務成績が良好であることを基準とする。ただし第29条第1項第2号の場合は、この基準によらないことができる。

第6章 条件附採用及び臨時的任用

(条件附採用期間の延長)

第36条 職員が条件附採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件附採用の期間を延長するものとする。

2 巡査として採用され初任教養中の職員については、前項の規定にかかわらずその初任教養期間の終るまで、条件附採用の期間を延長するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件附採用の期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合は、人事委員会の承認を得て、条件附採用期間を延長することができる。

4 前3項による延長は、条件附採用の期間の開始後1年を超えることはできない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第37条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

(3) 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し、委員会から適当な採用候補者がない旨又は採用候補者の数が採用すべき者の数に足りない旨の通知を受けた場合で、委員会から他の適当な採用候補者がない旨の通知をうけた場合

(様式の指定)

第40条 この規則の規定に基づく名簿等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第10条の採用候補者名簿 別記様式第1号
- (2) 第19条の採用候補者提示請求書 別記様式第2号
- (3) 第20条の採用候補者提示(通知)書 別記様式第3号
- (4) 第26条の採用候補者選択結果通知書 別記様式第4号
- (5)・(6) (略)
- (7) 第36条の条件付採用期間の延長承認申請書 別記様式第7号
- (8) 第36条の条件付採用期間の延長承認結果通知書 別記様式第8号

(3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し、委員会から適当な任用候補者がない旨若しくは任用候補者の数が第20条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で、委員会から他の適当な任用候補者がない旨の通知をうけた場合

(様式の指定)

第40条 この規則の規定に基づく名簿等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第10条の任用候補者名簿 別記様式第1号
- (2) 第19条の任用候補者提示請求書 別記様式第2号
- (3) 第20条及び第21条の任用候補者提示(通知)書 別記様式第3号
- (4) 第26条の任用候補者選択結果通知書 別記様式第4号
- (5)・(6) (略)
- (7) 第36条の条件付採用期間の延長承認申請書 別記様式第7号
- (8) 第36条の条件付採用期間の延長承認結果通知書 別記様式第8号

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式、第4号様式、第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

様式第2号（第19条関係）

採用候補者提示請求書

文書番号 第

号

年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者

下記のとおり、採用候補者の提示を請求します。

記

名簿の名称	職 種	採用にかかる職 (勤務所)	採用予定者数	採用予定年月日

様式第7号（第36条関係）

条件付採用期間の延長承認申請書					
文書番号	第	号	年 月 日		
<p style="text-align: center;">新潟県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">任命権者 印</p> <p>下記のとおり職員の条件付採用期間を延長したいので、承認申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
承認申請する人数					
所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付 採用期間	延長しようとする 条件付採用期間	延長を必要 とする理由

様式第 8 号 (第 36 条関係)

条件付採用期間の延長承認結果通知書																																																											
文書番号	第	号	年 月 日																																																								
<p style="text-align: center;">任命権者 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">新潟県人事委員会委員長 ㊦</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のあつた条件付採用期間の延長について、下記のとおり承認したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">所 属</th> <th style="width: 15%;">職 名</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">延長前の条件付採用期間</th> <th style="width: 15%;">延長を承認する条件付採用期間</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長を承認する条件付採用期間	備 考																																																
所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長を承認する条件付採用期間	備 考																																																						

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。